

●よろず相談

とき 11月21日(水) 午後1時~午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 行政相談委員 人権擁護委員
問合せ 総務課総務・人事係 ☎28-6003
福祉課福祉係 ☎28-0912

●家庭教育相談

とき 11月21日(水) 午後1時~午後3時
ところ 役場3階 会議室3(よろず相談会場内)
相談員 子育てネットワーク
対象 町内在住の方で高校生以下のお子様をお持ちの方
問合せ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎28-0396

●消費生活相談

とき 11月 7日(水) 役場3階 会議室3
11月21日(水) 役場3階 会議室3
時間 午後1時~午後3時
相談員 消費生活相談員
問合せ 地域振興課地域振興係 ☎28-2463

●心配ごと相談

とき 11月20日(火) 午後1時30分~午後3時
ところ 総合福祉センターしいの木 2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 ☎29-0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日 午前8時~翌日の午前8時 ☎0120-783-556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付時間 24時間いつでも ☎052-931-4343
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●家庭児童相談(要予約)

とき 11月16日(金) 午後1時~午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター ☎28-3150

●しいの木

児童センター子育て相談
とき 11月16日(金) 午前10時30分~午前11時30分
ところ しいの木児童センター
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ しいの木児童センター ☎39-0114

●教育相談

とき 月曜日~金曜日(祝日除く) 午前9時~午後4時 ☎0120-28-7867(ナヤマナ)
ところ 新栄学習等供用施設
相談員 豊山町教育相談員
問合せ 教育委員会事務局学校教育係 ☎28-2211

●子育て相談

とき 月曜日~金曜日(祝日除く) 午前10時~午後3時
ところ 各保育園
相談員 町保育士
問合せ 豊山保育園 ☎28-2888
富士保育園 ☎28-3459
青山保育園 ☎28-3562

●身体障がい者等相談

とき 11月13日(火) 午前10時~午前11時30分
ところ 総合福祉センター しいの木2階 相談室 ☎39-0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日~金曜日(祝日除く) 午前8時30分~午後5時15分
ところ 役場1階 相談室
相談員 尾張中部障害者就業生活支援センター職員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●母子家庭自立支援・就業相談

とき 11月13日(火) 午前10時~午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

●女性相談(要予約)

とき 11月15日(木) 午前10時~午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉係 ☎28-0912

相談



ゆるキャラ®グランプリ 投票期間

11月9日(金)午後6時まで

地空人くんは現在「ゆるキャラ®グランプリ」にエントリー中です。1日1票投票をお願いします。

今月のお出かけ予定

環境フェスティバル 名古屋空港「空の日」フェスタ2018
▶とき 11月10日(土) ▶とき 11月11日(日)
▶ところ スカイプール駐車場 ▶ところ エアポートウォーク名古屋 3階 イベントステージ
▶問合せ 総務課企画財政・情報係 ☎28-0913

12/9

少年野球教室

中日ドラゴンズの選手・元選手を講師に招いて、野球教室を開催します。町内在住の小中学生であれば、個人でも団体でもお申し込みいただけます
▼とき 十二月九日(日) 午前九時~正午
▼ところ 豊山グラウンド(雨天時は社会教育センター一階 アリーナ)
▼後援 中日新聞社・加藤新聞店・野原新聞店
▼申込期限 十二月七日(金)
▼申込方法 教育委員会事務局生涯学習係に氏名、学年、住所、電話番号をお知らせください。(団体の場合は一覧表で提出してください)
▼問合せ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎28-0396 FAX 29-1177

なくそう不法投棄とフンの放置

不法投棄や散歩中の犬のフンの放置は、美観を損なうばかりでなく、生活環境にも悪影響を与えることとなります。ごみはそれぞれが責任を持ってルールを守って処理し、ごみ減量・リサイクルの推進に努めてください
▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28-0916

野焼きは禁止

家庭から出るごみや草・木などを燃やすことは、次の例外を除いて禁止されています。ごみは町のルールに従って出してください。
・どんと焼きなどの風俗慣習上・宗教上の行事を行うために必要な場合
・農業などを営むためにやむを得ないものとして行う場合

北海道地震義援金の寄付報告

九月二十六日(水)、豊山・新栄・志水小学校の各児童会と豊山中学校生徒会が役場を訪れ、日本赤十字社豊山町分区長である町長に、平成三十年北海道胆振東部地震災害義援金二十万二千二百六十九円を手渡しました。この義援金は、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられます
▼問合せ 福祉課福祉係(日本赤十字社豊山町分区) ☎28-0912